

5 医対第 1030 号  
令和 6 年 3 月 26 日

松山市保健所長 様

愛媛県保健福祉部長  
(公印省略)

### 医療法施行条例の一部改正について

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部の規定が、令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、医療法施行条例の一部を改正する条例（令和 6 年 3 月 26 日愛媛県条例第 10 号）が本日公布され、医療法施行条例（平成 24 年愛媛県条例第 48 号。以下「条例」という。）の一部が改正されましたのでお知らせします。

改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりですので、御承知いただくとともに、関係機関への周知方よろしく申し上げます。

なお、県公営企業管理局、一般社団法人愛媛県医師会及び一般社団法人愛媛県歯科医師会には別途通知していることを申し添えます。

### 記

#### 1 改正の趣旨

医療法施行規則の一部が改正され、県が条例を定めるに当たって従うべき「病院の従業者及びその員数」に変更があったことから、規定の整備を行った。

#### 2 改正の内容

病院の人員の基準を定めた条例第 5 条について、同条第 1 項第 4 号中、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

#### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

#### 【担当】

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局  
医療対策課 医療機関係 木下

TEL : 089-912-2384

FAX : 089-921-8004

E-mail: [kinoshita-jiyun@pref.ehime.lg.jp](mailto:kinoshita-jiyun@pref.ehime.lg.jp)